

熊谷市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度建設部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

管理課、道路課、維持課、河川課、営繕課

(2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

(1) 収入事務

- ア 必要な帳簿類は整備されているか。
- イ 帳票等と現金は突合しているか。
- ウ 納入の通知は適正に行われているか。
- エ 補助金等の申請手続は適切にされているか。
- オ 債権の適正な管理が行われているか。

(2) 支出事務

- ア 必要な手続は行われているか。
- イ 適正な支出となっているか。

(3) 契約事務

- ア 安易な随意契約を採用していないか。
- イ 完了報告を漏れなく受領しているか。
- ウ 検査結果通知書等は作成されているか。
- エ 履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

(4) 負担金

- ア 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
- イ 負担効果の点から整理すべきものはないか。

(5) 工事

- ア 工事の実施は計画的に行われているか。
- イ 業者の選定は適切か。

(6) 財産管理

- ア 備品の登録に漏れはないか。
- イ 返納手続をせずに処分していないか。

(7) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果

的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

(1) 収入事務

- ア 現金出納簿
- イ 切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿
- ウ 公共物使用料
- エ 熊谷駅自由通路使用料
- オ 境界確認証明手数料
- カ 土地使用料
- キ 国庫支出金「社会資本整備総合交付金」
- ク 熊谷駅南口駐車場使用料
- ケ 雑入「土地改良施設維持管理適正化事業交付金」
- コ 市営住宅使用料
- サ 市営住宅駐車場使用料

(2) 支出事務

- ア 維持課分室維持管理経費「器具購入費」
- イ 市営住宅維持管理経費「施設補修費」

(3) 契約事務

- ア 土地調査復元測量分筆地積更正登記業務委託
- イ 池上地区「道の駅」関連道路整備事業測量分筆登記業務委託
- ウ 集水桝及び側溝等清掃業務委託
- エ 道路植栽管理業務委託
- オ 旧福川樹木伐採等業務委託
- カ 熊谷市中央地内分筆測量登記業務委託
- キ 熊谷市営住宅等の管理代行業務

(4) 負担金

- ア 荒川北縁水防事務組合負担金
- イ 熊谷バイパス建設促進期成同盟会負担金
- ウ 秩父鉄道秩父本線（大麻生－明戸駅間）大麻生No. 9 踏切道の拡幅改良工事負担金
- エ チェーンソー作業従事者特別教育講習負担金
- オ 荒川上流改修促進期成同盟会負担金
- カ 刈払機作業従事者安全衛生教育講習会受講料

(5) 工事

- ア 市道70489号線道路整備工事
- イ 防護柵設置工事（その4）
- ウ 排水路整備工事（上川上）
- エ 準用河川新星川改修工事
- オ 熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事

カ 熊谷市宮大幡住宅 9 号棟・籠原住宅 2 号棟給水管改修工事

(6) 財産管理

備品台帳一覧表

(7) その他

ア 出勤簿

イ 時間外勤務集計データ

ウ 準公金関係書類

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、管理課、道路課、維持課、河川課、営繕課、商工会館
3 の 3

(2) 監査期間

令和 7 年 1 月 7 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

土地使用料について、前納となっていないものや納期限が設定されていないものがあつたので、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第 4 条及び熊谷市会計事務規則第 2 1 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【道路課】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

ア 池上地区「道の駅」関連道路整備事業測量分筆登記業務委託について、受注者に対する完了検査結果が通知されていなかったため、熊谷市標準委託契約約款に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【道路課】

イ 集水桝及び側溝等清掃業務委託について、監督員の指定及び引受書が通知されていなかったため、熊谷市標準委託契約約款及び仕様書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【維持課】

ウ 道路植栽管理業務委託について、随意契約とする根拠法令が適切でなかったため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【維持課】

エ 熊谷市中央地内分筆測量登記業務委託について、完了検査結果及び引受書が通知されていなかったため、熊谷市標準委託契約約款に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【河川課】

オ 熊谷市営住宅等の管理代行業務について、完了確認報告書に記載する完了日、確認日及び出来高率の記載誤りがあつたため、協定書等に基づき、

適正な事務処理を行うべきである。

【営繕課】

(4) 負担金

指摘事項なし。

(5) 工事

指摘事項なし。

(6) 財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、道路課】

(7) その他

ア 準公金について、通帳と届出印が同じ場所で管理されているもの、収入・支出伝票が作成されていないもの及び立替払いされているもの等が見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計事務を行うべきである。

【管理課、道路課、河川課】

イ 文書收受について、紙文書に收受印の押印がないもの、文書番号の記入がないもの及び文書收受されていないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、維持課、河川課、営繕課】

ウ 市が発送する文書について、一部文書記号の記載誤りが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第22条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【河川課、営繕課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 公共工事の入札不調・不落対策について

本市が発注する公共工事において、入札不調及び不落の発生により、事業の繰越しや年度内の発注見送りなど、計画的な事業執行に支障をきたしている事例が見受けられる。

「公共工事の円滑な施工確保について」（令和7年12月17日付け総行第532号・国不建第115号）の趣旨を十分に踏まえ、現場実態を的確に反映した予定価格の設定や発注時期の平準化を図るなど適切な対策を講じるとともに、関係各課との連携を図り、円滑かつ適正な執行に努められたい。

(2) 除草等の維持管理業務の執行体制について

市営住宅等の市有施設や地先管理における除草等について、一部の担当課において職員が直接作業に従事している状況が見受けられた。

職員による直接作業は、本来遂行すべき事務執行の停滞を招くおそれがあるだけでなく、専門的技術の不足による作業効率の低下や不慣れな屋外作業

に伴う熱中症や負傷等のリスクも懸念される。

業務の効率化と職員の安全確保の観点から、民間委託の積極的な推進を図るとともに、防草対策の拡充及び除草作業への助成等に関する先進事例の調査・研究など、持続可能な維持管理体制を検討されたい。